

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 事業者で次に掲げるものをいう。
 - ア 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ エ及びエに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び経済社会に悪影響を及ぼす反社会的団体であることを認識した上で、市、市民等、熊本県、法第32条の3第1項の規定により熊本県公安委員会から熊本県暴力追放運動推進センターとして指定された者等が相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

(平24条例123・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念ののっとり、暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民は、暴力団員の不当な行為による被害、暴力団の活動の実態その他の暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、市に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念ののっとり、その行う事業に関して、暴力団を利用することとならない事業活動及び暴力団員の不当な行為の影響を受けない事業活動を

してはならない。

- (1) 元請負人と資材納入等契約を締結した者
 - (2) 前号に掲げる者と資材納入等契約を締結した者
 - (3) 前号に掲げる者と資材納入等契約を締結した者
 - (4) 下請負人
 - (5) 下請負人と資材納入等契約を締結した者
 - (6) 前号に掲げる者と資材納入等契約を締結した者
 - (7) 前号に掲げる者と資材納入等契約を締結した者
- 5 元請負人、下請負人及び資材納入等契約者(以下「元請負人等」という。)(は、前各項に規定する契約を締結しようとする場合において、自らが当該契約により建設工事を施工し、又は建設工事に使用する資材若しくは建設工事の施工に伴い必要となる物品を納入し、若しくは建設工事に係る機械器具若しくは役務を提供する義務を負うこととなるときは、当該契約の相手方に対し、自らが暴力団員及び暴力団密接関係者ではない旨を証する誓約書を提出しなければならない。ただし、当該契約の契約金額(市が発注する1件の建設工事に同じ当事者間において締結された当該契約が2以上あるときは、その契約金額の総額)が100万円を超えない場合その他規則で定める場合は、この限りでない。
- 6 市及び元請負人等は、前項の規定により提出を受けた誓約書を、当該誓約書に係る契約の締結の日から5年間保管しなければならない。
- 7 元請負人等は、自ら契約を締結した下請契約若しくは資材納入等契約の相手方が暴力団員若しくは暴力団密接関係者であることを知ったとき、又は自ら締結した下請契約若しくは資材納入等契約に関し暴力団員若しくは暴力団密接関係者から不当な要求若しくは妨害を受けたときは、速やかに、市に報告するものとする。

8 市は、元請負人等が下請契約又は資材納入等契約の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者であることを知りながら第2項から第4項までの規定に違反した場合は、当該元請負人等を市が実施する入札に参加させないことができる。

第12条 市は、前条の規定の施行に必要な限度において、元請負人等に対し、その業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。

(少年に対する教育等のための措置)

第13条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校及び高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部に限る。)において、その生徒が暴力団の悪影響を認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員の不当な行為による被害を受けないようにするための教育の実施について必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、少年の育成に携わる者に対し、暴力団に関する知識を有する職員の派遣、情報の提供その他必要な支援を熊本県と連携協力して行うものとする。

(平29条例11・一部改正)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第12条の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者は、20万円以下の罰金に処する。

推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その行う事業に関して、暴力団員の不当な行為による被害、暴力団の活動の実態その他の暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、市に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市民等及び市民等が組織する団体に対する支援)

第7条 市は、市民等及び市民等が組織する団体が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携し、及び協働して取り組むことができるよう、これらのものに対し、情報の提供、助言、指導その他必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、市民等が暴力団の排除について理解を深めることができるよう、暴力団の排除に関する社会的気運を醸成するための集会を開催する等広報及び啓発を行うものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第9条 市は、その事務及び事業により暴力団を利用することとならないよう必要な措置を講ずるものとする。

(市が設置した公の施設の使用の不許可等)

第10条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団その他の集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織を利用するおそれがあると認めるときは、それぞれの公の施設の設置及びその管理に関する事項を定めた条例の規定に基づき使用の許可をせず、若しくは取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(公共工事における措置)

第11条 市は、市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)を請け負わせる契約(以下「請負契約」という。)を暴力団員又は暴力団密接関係者との間で締結してはならない。

2 市と請負契約を締結した者(以下「元請負人」という。)(は、当該請負契約に係る建設工事の全部若しくは一部を請け負わせる契約(以下「下請契約」という。)(又は当該建設工事に使用する資材若しくは当該建設工事の施工に伴い必要となる物品を納入させ、若しくは当該建設工事に係る機械器具若しくは役務を提供させる契約(以下「資材納入等契約」という。))を暴力団員又は暴力団密接関係者との間で締結してはならない。

3 次に掲げる者(以下「下請負人」という。)(は、市が発注する建設工事を施工するための下請契約を暴力団員又は暴力団密接関係者との間で締結してはならない。

- (1) 元請負人と下請契約を締結した者
- (2) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (3) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (4) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (5) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (6) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

4 次に掲げる者(以下「資材納入等契約者」という。)(は、市が発注する建設工事を施工するための資材納入等契約を暴力団員又は暴力団密接関係者との間で締結

第16条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)(の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(平25条例9・追加)

第17条 第11条第5項又は第6項の規定に違反した元請負人等は、5万円以下の過料に処する。

(平25条例9・旧第16条繰下)

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 第11条及び第12条の規定は、一般競争入札にあってはこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に入札の公告を行う契約について、指名競争入札にあっては施行日以後に指名の通知を発する契約について、随意契約にあっては施行日以後に締結する契約について適用する。

附 則(平成24年12月26日条例第123号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月27日条例第9号)

この条例は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第11号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。